

職員の懲戒処分の公表について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

このたびは、当組合職員による不祥事により、患者・地域住民の皆様からの信頼を裏切ることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重大かつ深刻に受けとめており、綱紀粛正及び服務規律の徹底を図るとともに、信頼回復に向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

1 被処分者

看護師 40代

2 処分内容

懲戒免職

3 処分年月日

令和8年3月27日

4 処分理由

被処分者は令和7年8月に入院患者から現金を窃盗した。

これは地方公務員法第29条第1号から第3号までの規定に該当することから処分を行った。

5 関連措置

管理監督責任として、管理職職員3名に対し文書による訓告を行った。

6 院長のコメント

地域住民の皆様のいのちと健康を守るため、高い倫理観と強い使命感を持って職務に当たることが求められる当院の職員が重大な非違行為を行ったことは大変遺憾であり、地域住民の皆様、関係者の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を重大かつ深刻に受け止めており、再発防止に向けて綱紀粛正及び服務規律遵守の徹底を図り、信頼回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。